

## こころの救急箱 通信 第10号

発行：特定非営利活動法人 こころの救急箱 2016年2月

事務局：電話・FAX：06-6942-9092

e-メール cocorono9090baco@kpa.biglobe.ne.jp

URL <http://www1a.biglobe.ne.jp/cocorono9090baco>

相談電話：06-6942-9090（月曜日夜8時～火曜日朝3時）



### 『誰も自殺に追い込まれることのない社会へ』

NPO 法人 自殺対策支援センター ライフリンク  
自殺対策全国民間ネットワーク代表 清水康之

ご承知の通り、今年は自殺対策基本法の施行から10年の節目です。2006年に、当時民主党の参議院議員だった山本孝史さん（2007年にガンのため逝去）たちと協力して「なんとしても自殺対策に関する法律を作ろう」と奮闘した日々のが懐かしく思われます。自殺対策に取り組む全国の民間団体が中心になって署名運動を展開し、わずか1カ月半で10万筆以上を集め、法律の制定を大きく後押ししました。

自殺対策基本法はこれまで、大きく2つの役割を果たしてきました。1つは、行政が自殺対策に取り組むための根拠としての役割です。国や自治体が自殺対策に取り組むためには、その根拠となる法律が必要であり、自殺対策基本法はまさにその役割を担ってきました。裏を返せば、自殺対策基本法によって、自殺対策が国や自治体の仕事として位置付けられるようになったということです。

もう1つは、自殺の問題を社会化するという役割です。自殺は長らく個人の問題とされてきました。「身勝手な死」「卑怯者のすること」といった誤解や偏見が根強くあり、そのため多くの自死遺族が二重の意味で苦しめられてもきました。自殺対策基本法は、その存在自体が「自殺は社会的な問題である」ことの証しになっています。対策を進めるための法律ができたということは、自殺が社会的な問題であることを示しているのです。（個人的な問題の対策のためには法律はできませんから。）

この10年間、自殺対策基本法がそうした2つの役割を果たしてきたことで、自殺対策は社会的な取組として進められてきました。そして今年、自殺対策をさらに進化させるために、自殺対策基本法の改正に取り組んでいます。「自殺対策を推進する議員の会（会長：尾辻秀久議員）」が中心となって今国会での改正をめざしているのですが、条文の数はあまり増えないものの文字数は倍になるほどの大改正です。